

議題資料

令和 4 年 5 月 17 日 (火)
熊本県防災会議等合同会議

目次

(1) - 1	熊本県地域防災計画(令和 2、3 年度修正)の概要	2
(1) - 2	熊本県石油コンビナート等防災計画(令和 2、3 年度修正)の概要	10
(1) - 3	熊本県水防計画書(令和 2、3 年度修正)の概要	12
(2) - 1	熊本県地域防災計画(令和 4 年度修正案)の概要	13
(3) - 1	熊本県石油コンビナート等防災計画(令和 4 年度修正 (案)の概要	16
(4) - 1	熊本県水防計画書(令和 4 年度修正案)の概要	17
(5) - 1	熊本県防災会議運営要領等の改正について	17
(6)	市町村地域防災計画の修正について	18

主な修正項目

1. 防災基本計画修正の反映

(1) 令和元年5月修正の反映

- ①住民の避難行動を支援する防災情報の提供
- ②防災教育の充実、避難訓練の実施等
- ③南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応等
- ④農業用ため池の耐震化、統廃合
- ⑤被災家屋からの災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携
- ⑥ライフライン関係機関との連携体制の構築

(2) 令和2年5月修正の反映

- ① 災害リスクととるべき行動の理解促進
- ② 応急対策職員派遣制度の活用など応援団体との連携
- ③ 被災者への物資支援の充実
- ④ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- ⑤ 災害対応における男女共同参画の推進

熊本県地域防災計画 令和2・3年度修正の概要

主な修正項目

2. 災害対策基本法改正(令和3年5月20日)に伴う修正

- ①避難勧告の廃止(避難指示への一本化)

3. 県の施策等を踏まえた主な修正

(1) 令和2年度修正

- ①全体構成の見直し
- ②熊本県情報共有システムの活用
- ③避難所外避難者把握の仕組みづくり
- ④避難所における感染症予防等の対策

熊本県地域防災計画 令和2・3年度修正の概要

主な修正項目

3. 県の施策等を踏まえた主な修正

(2) 令和3年度修正(令和2年7月豪雨の振り返りを踏まえた修正等)

- ① 命を守る「マイタイムライン」の普及
- ② 地区防災計画の作成推進
- ③ リアルハザードマップの取組推進
- ④ 戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、あらゆる手段による避難の発信力強化
- ⑤ 要配慮者利用施設での早期の避難確保計画の100%作成及び訓練実施
- ⑥ 高齢者や障がい者など配慮が必要な全ての世帯での要支援者個別計画の作成・検証
- ⑦ 広域避難や予防的避難の積極的な実施
- ⑧ 気候変動による水災害リスクの増大に備える流域治水への転換
- ⑨ 災害廃棄物の仮置場候補地の選定等

1. 防災基本計画修正の反映

(1) 防災基本計画修正(令和元年5月修正)の反映

① 住民の避難行動を支援する防災情報の提供

- ・避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にすることにより、警戒レベルに対応した住民の積極的な避難行動を喚起する旨を明記
- ※令和元年出水期から運用開始

警戒レベルを付した
県民への防災情報の提供

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報など
5	命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報(既に災害が発生) (市町村が発令)
4	速やかに安全な場所へ避難(※)	避難指示(緊急) 避難勧告 (市町村が発令)
3	避難に時間を要する高齢者等は避難	
2	避難行動の確認	洪水注意報 大雨注意報など (気象庁が発表)
1	心構えを高める	早期注意情報 (気象庁が発表)

② 防災教育の充実、避難訓練の実施等

- ・水害や土砂災害リスクのある学校における避難訓練と防災教育の実施について明記

1. 防災基本計画修正の反映

③南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応等

- ・南海トラフ沿いで大規模地震の発生する危険性が高まった時に気象庁が発表する「臨時情報」に伴う対応等について明記

※本県内では南海トラフ地震防災対策推進地域の10市町村が対象

1. 南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報の推進

※災害応急対策業務に従事する県職員を中心に、災害応急対策の円滑な実施を図るために必要な防災教育を実施する。

※県は、市町村と協力して、住民に対する教育を実施する。 ほか

2. 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

※南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された市町村は、少なくとも年1回以上実施するよう努める

※県は、市町村、関係機関等と連携して地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。 ほか

3. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報伝達、職員配置等の災害応急対策に係る措置

※県は、南海トラフ地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過以後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。 ほか

1. 防災基本計画修正の反映

④農業用ため池の耐震化、統廃合

- ・地震による破損等で決壊した場合に人的被害発生のおそれのあるため池について、耐震化や統廃合を進める旨を明記



ため池の耐震化（内閣府防災HPより）

⑤被災家屋からの災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

- ・被災者の1日も早い生活再建のため、県及び市町村は、日頃から社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物の撤去等に係る連絡体制を構築する旨を明記

⑥ライフライン関係機関との連携体制の構築

- ・令和元年の台風15号の経験を踏まえ、ライフライン関係機関と、平時からの連携体制を構築する旨を明記

1. 防災基本計画修正の反映

(2) 防災基本計画修正（令和2年5月修正）の反映

① 災害リスクととるべき行動の理解促進

- ・市町村及び県は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際して、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めることを明記
- ・市町村及び県は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないことや警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めることを明記

② 応急対策職員派遣制度の活用など応援団体との連携

- ・県及び市町村は、訓練等を通じて「応急対策職員派遣制度(※)」を活用した大規模災害時における応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟等に努めることを明記
※応急対策職員派遣制度…大規模災害発生時に被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは完結して災害対応業務を実施できない場合、被災都道府県以外の地方公共団体から応援職員を派遣する制度
- ・県及び市町村は、他の地方自治体との相互応援協定の締結に努めることや民間団体と連携を図ることを明記

1. 防災基本計画修正の反映

③ 被災者への物資支援の充実

- ・県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めることを明記

④ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

- ・市町村は、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するなど必要な措置を講じるよう努めることを明記

⑤ 災害対応における男女共同参画の推進

- ・県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うことを明記
- ・また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、防災部局と男女共同参画担当部局が連携し、それぞれの役割を明確化しておくよう努めることを明記

2. 災害対策基本法改正（令和3年5月20日）に伴う修正

①避難勧告の廃止（避難指示への一本化）

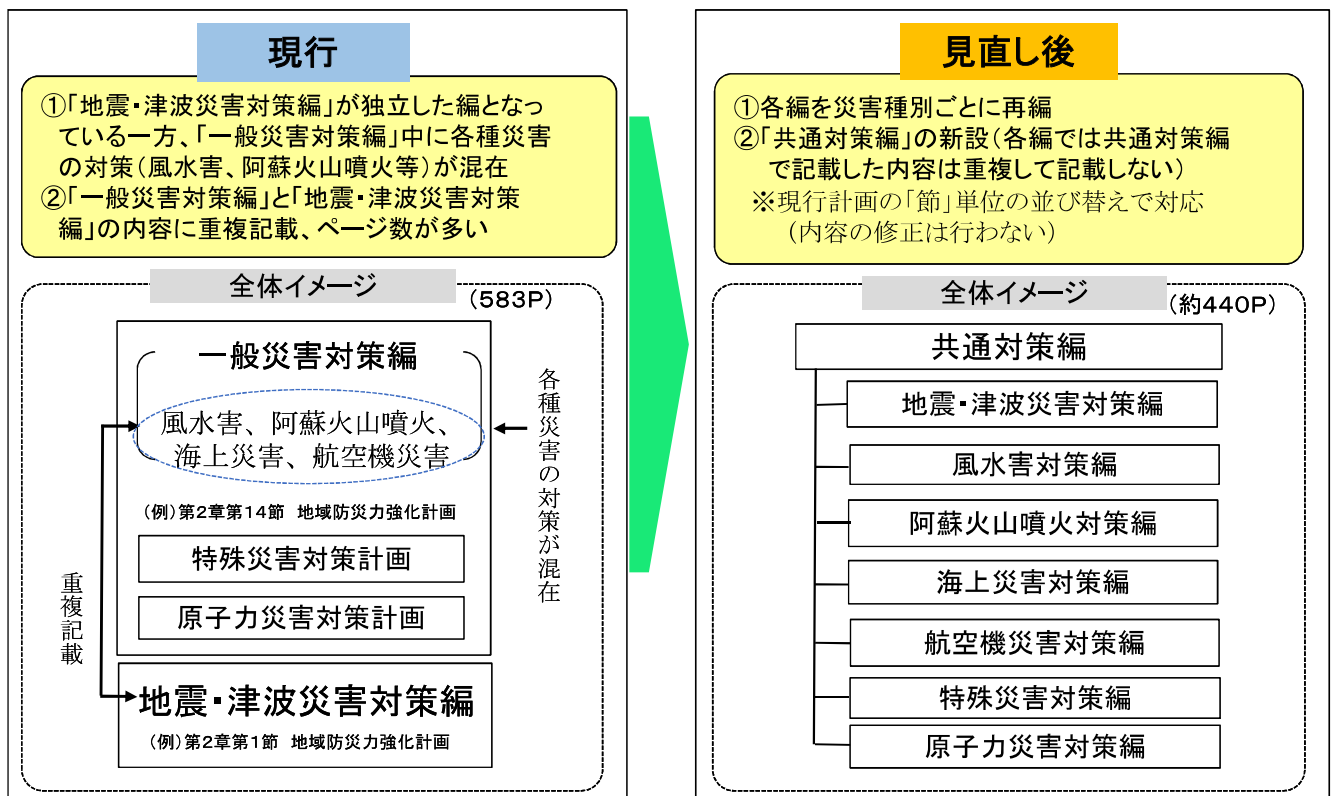
- ・5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）の意味の違いが住民に理解されていなかったことから、避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化し、従来の「避難勧告」の段階から「避難指示」を行うことを明記



3. 県の施策等を踏まえた主な修正

(1) 令和2年度修正

①全体構成の見直し

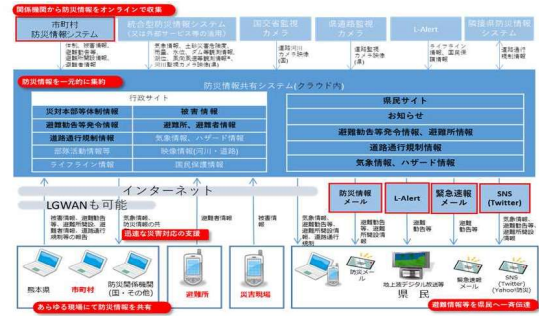


3. 県の施策等を踏まえた主な修正

② 熊本県防災情報共有システムの活用

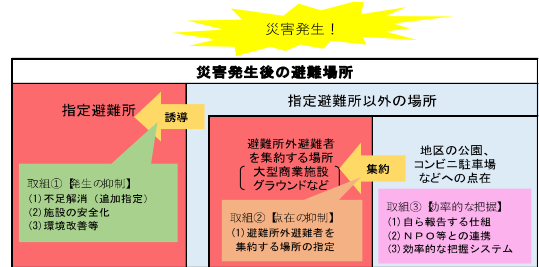
- ・本システムを活用し、災害情報の確実・迅速な伝達や防災関係機関間での円滑な情報共有を図る旨を明記

※令和2年度から運用開始



③ 避難所外避難者把握の仕組みづくり

- ・避難所外避難者の点在を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者の把握のための具体的な対策（避難状況を自ら報告する仕組みやNPO等と連携した把握体制の整備等）をあらかじめ整理しておく旨を明記



④ 避難所における感染症予防等の対策

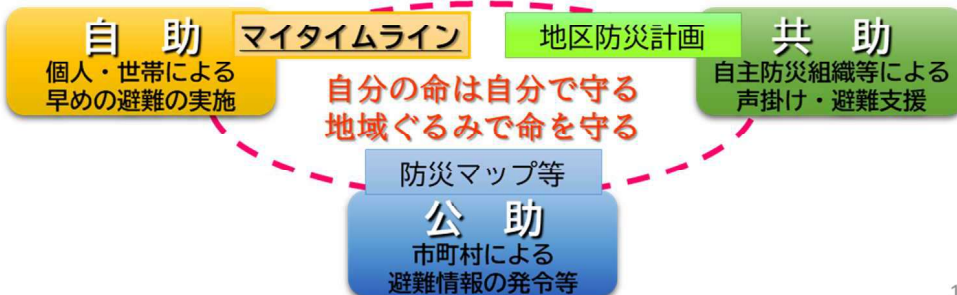
- ・感染症流行時の避難所における感染症の予防・まん延防止のための対策を明記
- 感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。
- 避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

3. 県の施策等を踏まえた主な修正

(2) 令和3年度修正（主に令和2年7月豪雨に係る振り返りを踏まえた修正）

① 命を守る「マイタイムライン」の普及

- ・県及び市町村は、地域における自助・共助の推進を目的として、確実な避難による“逃げ遅れゼロ”を実現するため、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」を普及することを明記



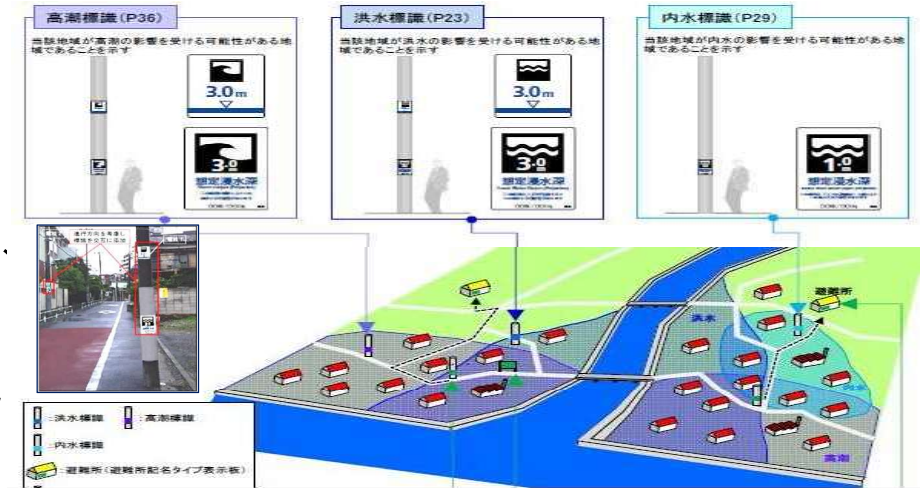
② 地区防災計画の作成推進

- ・市町村は自主防災組織と連携して、災害時に地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保することを明記

3. 県の施策等を踏まえた主な修正

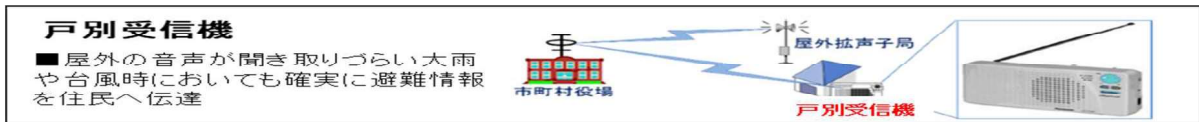
③リアルハザードマップの取組推進

- ・県及び市町村は、住民がより理解しやすいような工夫をした案内標識、誘導標識等の設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むことを明記



④戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、あらゆる手段による避難の発信力強化

- ・市町村は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めることを明記



3. 県の施策等を踏まえた主な修正

⑤要配慮者利用施設での早期の避難確保計画の100%作成及び訓練実施

- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、避難誘導等の訓練を実施することを明記

⑥高齢者や障がい者など配慮が必要な全ての世帯での

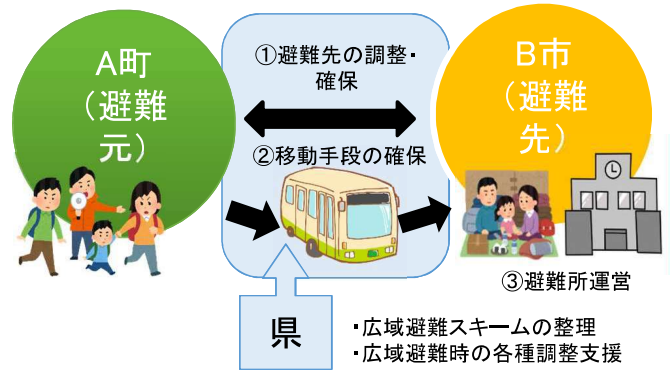
要支援者個別計画の作成・検証

- ・市町村は、高齢者や障がい者等、配慮が必要な一人一人の避難行動要支援者に対して具体的な避難支援計画(個別計画)の策定に努め、県は、実効性の高い個別計画の策定や訓練実施を支援することを明記

3. 県の施策等を踏まえた主な修正

⑦ 広域避難や予防的避難の積極的な実施

- ・県及び市町村は、これまでも取り組んできた予防的避難の取組を推進するとともに、広域避難については、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討・実施することを明記



※<広域避難>
一つの市町村の区域を越えて広域的に住民が避難すること。

⑧ 気候変動による水害リスクの増大に備える流域治水への転換

- ・気候変動による水害リスクの増大に備えるため、流域に関わる関係者が主体的に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者の取組による流域全体で水害被害を軽減する「流域治水」への転換を進めることを明記

3. 県の施策等を踏まえた主な修正

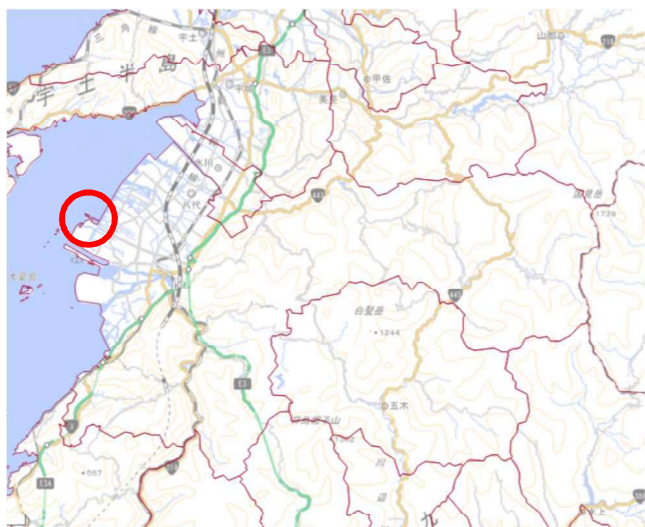
⑨ 災害廃棄物の仮置場候補地の選定等

- ・市町村は、災害廃棄物の処理を早期に完了するため、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めることを明記
また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めることを明記

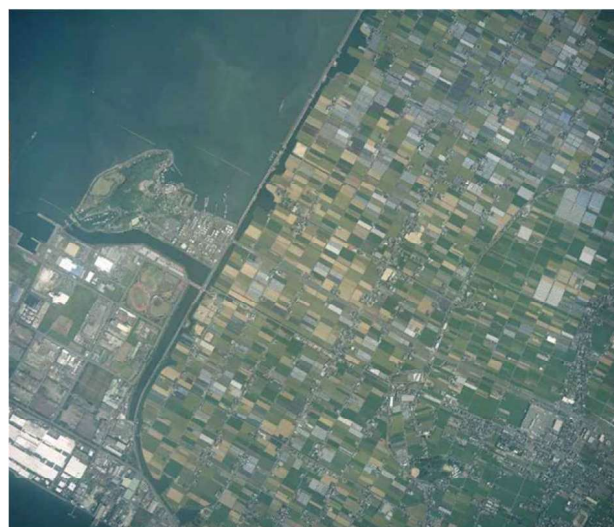


熊本県石油コンビナート等防災計画 (令和2、3年度修正) の概要

八代地区特別防災区域付近 (八代市大島町周辺)

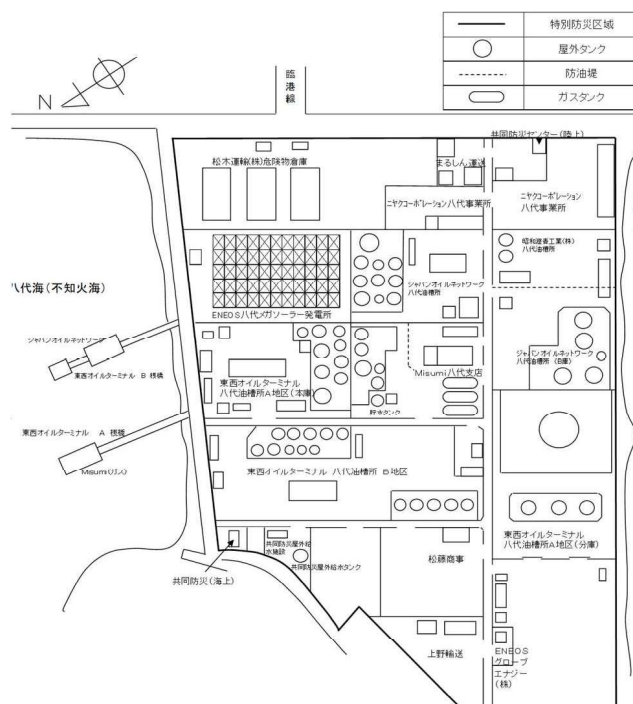


(引用元) 防災情報くまもと



国土地理院撮影の空中写真

八代地区特別防災区域



熊本県石油コンビナート等防災計画の令和2年度改正について（概要）

1 防災アセスメント調査に基づく災害想定の見直し（第1章第4節 災害の想定）

- 国（消防庁）の指針に基づき、令和元年度に石油コンビナート等防災アセスメント調査を実施。
- 当該調査結果に基づき、想定される災害を見直し（形態（分類）、影響（被害）等）。
 - ・陸上、海上（2分類）を、平常時、地震時（短周期地震動、長周期地震動、津波）、大規模災害時（計5分類）に見直し。
 - ・各分類ごとに影響（被害）を想定。

現計画	
災害分類	被害の概況
① 陸上	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設等における火災及び爆発 ・危険物の流出 ・タンクローリ車等の事故による火災及び爆発
② 海上	<ul style="list-style-type: none"> ・石油貯蔵所等から海上への危険物の流出 ・碇泊又は、航行中のタンカー等船舶の事故等による石油等の流出、火災及び爆発



R2年度修正案	
災害分類	被害の概況
① 平常時の事故	・流出火災（危険物タンク）、タンク火災（危険物タンク）、爆発など
② 短周期地震動による被害	・流出火災（危険物タンク）、タンク火災（危険物タンク）、爆発など
③ 長周期地震動による被害	・タンク破損等に伴うタンク火災、流出火災など
④ 津波による被害	・津波による被害は想定されない。
⑤ 大規模災害（事業所外に被害が拡大していくもの）	・発生する可能性は極めて低いが、影響が広範囲に及ぶ。

2 その他所要の改正

- 構成機関の名称変更など、時点修正。

計画の主な修正内容

《計画編》

- ・ 防災関連機関の組織見直し
（NTT西日本熊本支店 災害対策本部
総務・広報班 → 総務・厚生班、広報班）

《資料編》

- ・ 社名、組織名の変更
（九州電力株式会社熊本支社
→ 九州電力株式会社熊本支店）
- ・ 数値の更新などに伴う修正
（日本赤十字社熊本県支部の救護資機材
災害救護車両 4台→5台）

令和2・3年度「熊本県水防計画書」の主な修正内容

(1) - 3

1 重要水防区間の見直し (R3修正)

R3水防計画書の掲載箇所：【資料編】

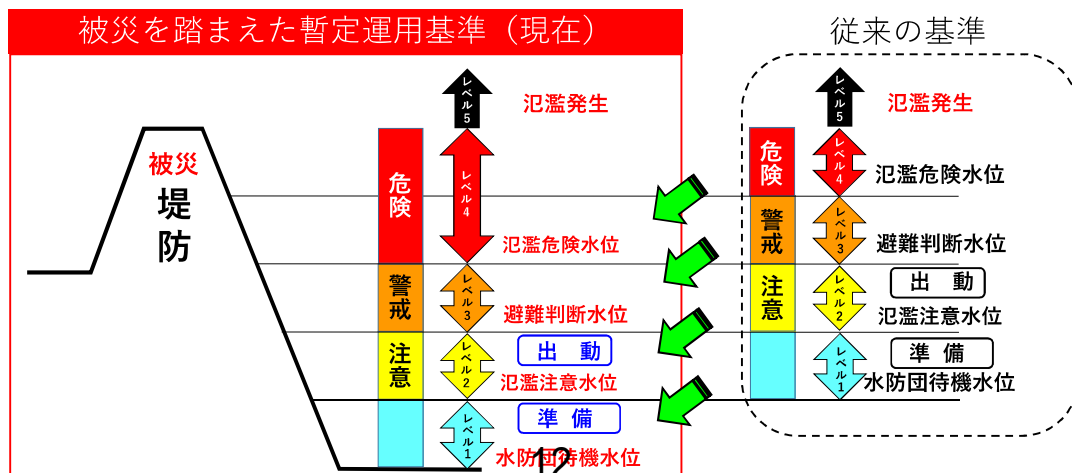
- 水防上、特に巡視・点検の必要性が高い**重要水防区間**について、令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた**球磨川**や**佐敷川**などの**被災箇所を追加**

2 洪水予報河川（国管理）の基準水位の見直し (R3修正)

R3水防計画書の掲載箇所：【資料編】

- R2.7月豪雨で堤防決壊の被害を受けた**球磨川**における**基準水位の暫定運用**（引き下げ）を、令和3年度も引き続き継続（R2.7.5から暫定運用中）
- **菊池川**（玉名観測所）の基準水位について、**避難時間確保等の観点から見直し**（避難判断水位の引き下げ）を実施

暫定運用イメージ図



令和2・3年度「熊本県水防計画書」の主な修正内容

3 水位周知河川（県管理）の基準水位の見直し（R2, 3修正）

R3水防計画書の掲載箇所：【資料編】

- 県が管理する水位周知河川については、H26年の国の設定要領改訂を踏まえ、市町村が避難指示等を発令する際の目安となる基準水位を順次見直してきたところ
- 熊本地震で被災した河川については、復旧工事の完了後、見直しを実施
R2年度：黒川、矢形川、R3年度：木山川⇒全67河川の見直しが完了



熊本県地域防災計画 令和4年度修正の概要（案）

(2)-1

- 国の防災基本計画の修正や本県における災害対応の見直し等を中心に修正

主な修正項目

1. 防災基本計画修正（R3. 5）の反映

- ① 避難所や災害対応における男女共同参画の推進
- ② 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- ③ 災害時における円滑な応急仮設住宅の供与の推進
- ④ 災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担及び受け入れ準備

2. 県の施策等を踏まえた主な修正

- ① 外国人への防災知識の普及促進
- ② 災害発生のおそれがある段階からの情報連絡員（LO）の派遣
- ③ 県災害警戒本部等体制基準の明確化

1. 防災基本計画修正（R3.5）の反映

①避難所や災害対応における男女共同参画の推進

- ・県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努めることを明記
- ・県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ることを明記
- ・市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止し、安全に配慮するよう努めることや警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口の情報提供に努めることを明記

1. 防災基本計画修正（R3.5）の反映

②避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

- ・県及び市町村は、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施に努めることを明記
- ・県及び市町村は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じること及び自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有することを明記
- ・原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることを明記

③災害時における円滑な応急仮設住宅の供与の推進

- ・県は、既存住宅ストックの活用を重視して、被災者の応急的な住まいを早期に確保するよう努めることを明記
- ・被災地に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やか設置し、被災者の応急的な住まいの早期確保に努めることを明記

1. 防災基本計画修正（R3.5）の反映

④災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担及び受け入れ準備

- ・県及び市町村は、既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めることを明記
- ・市町村は、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所等の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができることを明記
- ・市町村は、指定避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めることを明記

2. 県の施策等を踏まえた主な修正

①外国人への防災知識の普及促進

- ・県及び市町村は、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市町村等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組むことや、災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため、市町村職員の対応力向上を図ることを明記

②災害発生のおそれがある段階からの情報連絡員（LO）の派遣

- ・県は、災害が発生するおそれがあると認められる市町村に対し、速やかに情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況、災害対応の進捗状況及び被災市町村からの各種要請等を把握したうえで、関係省庁等との情報共有を図り、必要な応援が迅速に行われるよう努めることを明記

③県災害警戒本部等体制基準の明確化

- ・これまで県地域防災計画において体制基準が示されていなかった県災害警戒本部体制の基準について明記

熊本県石油コンビナート等防災計画 (令和4年度修正案)の概要

計画の主な修正内容

《計画編》

- ・ 防災関係機関の組織改編等に伴う修正
(NTT西日本熊本支店 災害対策本部
総務・厚生班、広報班 → 総務広報班 等)
- ・ 数値の更新などに伴う修正
(特別防災区域内の事業所数変更等その他事業所 10→9) 等

《資料編》

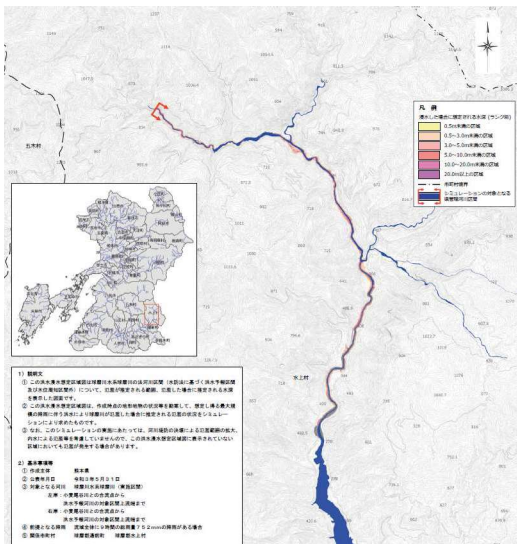
- ・ 数値の更新などに伴う修正
(八代広域消防本部の防災資器材等
八代消防署の消防自動二輪車 2→3) 等

洪水浸水想定区域図作成対象の拡大(水防法改正関係)

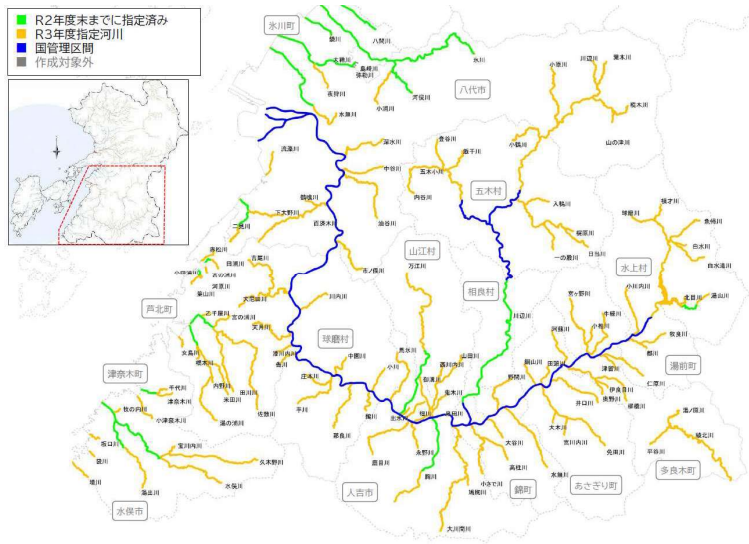
R4水防計画の掲載箇所：【本文・資料編】

- 水害リスク情報空白地域の解消を図るため、水防法改正(R3.5月)により、洪水浸水想定区域図の作成対象が中小河川にも拡大
※従来は流域面積が大きく、洪水で重大な損失が生じるおそれがある洪水予報河川、水位周知河川が対象
- 上記改正を踏まえ、県では**周辺に住宅等の防護対象がある全ての中小河川（320河川）**について、**R3年度洪水浸水想定区域図を作成・公表**
- 今回、円滑な水防活動に資するため、洪水浸水想定区域図の公表状況を掲載

【作成例】 球磨川浸水想定区域図（想定最大規模）



【県南地域における洪水浸水想定区域図作成状況】



熊本県防災会議運営要領等の改正について

改正の背景

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度及び令和3年度の熊本県防災会議、石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会等合同会議を中止し、会議運営要領に基づき会長の専決処分により各計画の修正を行った。
- ・ 専決処分を行った場合、次回の会議及び本部会に報告しなければならない。加えて、防災会議及び水防協議会については、委員の承認を得る必要がある。

改正の必要性

- ・ 過去2年の専決処分による修正に際し、各委員へは事前に修正案を送付し意見集約を行ったが、現行の規定では、集合形式で会議を開催した場合でなければ承認を得ることができないため、場合によっては、数年前の修正案について承認を得ることになり、計画の妥当性にも影響を及ぼす。
- ・ 新型コロナウイルスの感染動向は不透明であり、また、その他の事情（大規模災害等）により今後も集合形式での開催が困難な状況が想定される。

改正方針案

- ・ **緊急を要する事態の発生その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、委員の招集に代えて、書面により会議を開催し議決することができるよう、規定（書面決議規定）を追加することとしたい。**

<（参考）熊本県防災会議運営要領の改正案>

第2条（会議の開催方法）

3 前2項の規定にかかわらず、**緊急を要する事態の発生その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、**会長は委員の招集を行わず、**書面により会議を開催することができる。**

第3条（議決の方法）

2 **書面開催により議決する場合は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。**

市町村地域防災計画修正報告について

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村地域防災計画の修正について知事が報告を受けたものは、次のとおりです。

市町村名	修正日	主な修正内容	市町村名	修正日	主な修正内容
熊本市	R3. 6. 3	・避難勧告と避難指示の一本化 ・市独自の態勢等の修正	菊池市	R3. 5. 28	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
宇土市	R3. 7. 14	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施	合志市	R3. 6. 10	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
宇城市	R3. 6. 9	・避難勧告と避難指示の一本化 ・災害廃棄物の仮置場候補地の選定等	大津町	R3. 6. 18	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
美里町	R3. 4. 30	・避難勧告と避難指示の一本化 ・町の配置体制の見直し	菊陽町	R3. 6. 15	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
御船町	R3. 6. 16	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施	荒尾市	R3. 6. 16	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
嘉島町	R4. 3. 31	・避難勧告と避難指示の一本化 ・町災害対策本部等の体制に関する事項	玉名市	R3. 7. 2	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
益城町	R3. 7. 8	・避難勧告と避難指示の一本化 ・災害警戒本部等配備基準等の改正	玉東町	R3. 6. 30	・避難勧告と避難指示の一本化 ・要配慮者利用施設の指定・避難確保計画の作成
甲佐町	R3. 7. 8	・避難勧告と避難指示の一本化 ・要配慮者個別計画の作成・検証	和水町	R3. 6. 16	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
山都町	R3. 7. 1	・避難勧告と避難指示の一本化 ・災害応急対策に関する避難収用計画	南関町	R3. 6. 15	・避難勧告と避難指示の一本化 ・要配慮者利用施設の項目追加

市町村名	修正日	主な修正内容	市町村名	修正日	主な修正内容
長洲町	R3. 5. 28	・避難勧告と避難指示の一本化 ・急傾斜地崩壊危険箇所指定区域の修正	人吉市	R3. 5. 26	・避難勧告と避難指示の一本化 ・浸水想定区域内に存在する要配慮者利用施設の追加
阿蘇市	R3. 6. 23	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施	錦町	R3. 5. 26	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
南小国町	R3. 7. 10	・避難勧告と避難指示の一本化 ・災害廃棄物の処理計画に関する内容の修正	あさぎり町	R3. 6. 1	・避難勧告と避難指示の一本化 ・警戒体制及び災害対策本部の編成・任務
小国町	R3. 6. 3	・避難勧告と避難指示の一本化 ・マイタイムラインの普及に関する修正	多良木町	R3. 6. 7	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
高森町	R3. 6. 15	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施	湯前町	R3. 6. 3	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
産山村	R4. 4. 15	・避難勧告と避難指示の一本化	水上村	R3. 6. 1	・避難勧告と避難指示の一本化 ・災害廃棄物の仮置き場候補地の選定等
南阿蘇村	R3. 6. 1	・避難勧告と避難指示の一本化、予警報伝達の発表内容 ・警戒レベルごとの南阿蘇村の対応の追加	相良村	R3. 6. 7	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
八代市	R3. 6. 10	・避難勧告と避難指示の一本化 ・令和2年7月豪雨の災害対応に関する検証を踏まえた修正	五木村	R3. 6. 4	・避難勧告と避難指示の一本化 ・要配慮者利用施設での早期避難確保計画作成
氷川町	R3. 5. 31	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施	山江村	R3. 5. 31	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
水俣市	R3. 6. 1	・避難勧告と避難指示の一本化 ・災害警戒本部の運用の追加	球磨村	R3. 6. 2	・避難勧告と避難指示の一本化 ・令和2年7月豪雨災害の検証内容の反映
芦北町	R3. 7. 8	・避難勧告と避難指示の一本化 ・令和2年7月豪雨を踏まえた組織体制及び参集体制	天草市	R3. 6. 10	・避難勧告と避難指示の一本化 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
津奈木町	R3. 6. 10	・避難勧告と避難指示の一本化 ・町災害対策本部設置基準や各対策部事務分掌等の変更	上天草市	R3. 6. 1	・災害リスクととるべき行動の理解促進 ・広域避難や予防的避難の積極的な実施
			苓北町	R3. 6. 25	・避難勧告と避難指示の一本化 ・要配慮者施設の明確な位置づけ